

議案第178号

教育委員会所管の学校の教員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例案

教育委員会所管の学校の教員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例

第1条中「が所管する学校又は幼稚園（以下「学校」という。）に勤務する」を「所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の」に、「養護教諭」を「養護教諭、栄養教諭」に、「同じ。）」を「同じ。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下「指導主事」という。）」に改める。

第4条第1項中「教員」を「教員及び指導主事」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍 一

説 明

特殊勤務手当の支給対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の教員 の特殊勤務手当に関する条例 (抄)
教員等

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会が所管する学校又は幼稚園（以下「学校」という。）に勤務する教員（校長、所管の学校（幼稚園を含む。）の

園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、**栄養教諭**、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。以下同じ。）**並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下「指導主事」という。）**の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(緊急対策業務等手当)

第4条 緊急対策業務等手当は、**教員及び指導主事**が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で、人事委員会規則で定める緊急の対策業務等に従事したときに支給する。

2 省 略